

# 自殺総合対策の推進に関する有識者会議

## 第3回議事録

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室

## 自殺総合対策の推進に関する有識者会議（第3回） 議事次第

日 時：令和2年12月21日（月）15:00～17:00

場 所：TKP新橋カンファレンスセンター

（東京都千代田区内幸町1丁目3-1）

開 会

議 題

- ・コロナ禍における自殺の動向について
- ・自殺総合対策大綱における施策の実施状況報告（コロナ禍における施策の強化も含む）
- ・その他報告事項

閉 会

○椿座長 それでは、定刻直前ではございますけれども、御参集されるべき有識者の方々全てお集まりということですので、ただいまから、第3回の「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」を開催いたしたいと思えます。

私、本日の座長を務めます統計数理研究所の椿です。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。また、コロナの中ということで、本日、オンラインの会議ということでございます。この進め方に関して私自身不慣れなので、いろいろ御迷惑をかけるのではないかと危惧しておりますけれども、早速、事務局から、オンライン会議での発言方法、それから、新たに就任された委員の御紹介、本日の委員の出席状況について御説明をお願いしたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡大臣官房参事官 厚生労働省自殺対策推進室の岡でございます。よろしくお願いいたします。

それではまず、今回初めてのオンライン会議ということになりますので、発言方法について確認させていただきます。

まず、御発言いただく際には、通常の会議のように、委員の皆様には挙手をお願いしたいと思えます。それで、オンライン画面上で座長に御確認いただきまして、座長から指名させていただきますので、指名されましたら発言していただきますようよろしくお願いいたします。

御発言の際には、Zoomのマイクのミュートを解除して御発言いただきまして、発言が終了した際には、再度マイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。

次に、新たに就任されました委員の方の御紹介をさせていただきます。

まず、NPO法人ライフリンク副代表の根岸委員です。よろしくお願いいたします。

それから、長野県健康福祉部保健・疾病対策課企画幹の松本委員です。よろしくお願いいたします。

次に、オブザーバーの御紹介をさせていただきます。いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）から、清水代表理事に御参加いただいております。JSCPは、前回の有識者会議でも御紹介いたしました新たな法律に基づきまして、この4月から指定法人として調査研究をしていただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の委員の出欠状況について御報告申し上げます。

本日は、生越委員、生水委員から御欠席の連絡をいただいております。また、本日はこの現地にいらしていただいておりますけれども、長瀬委員は途中で用務のため御退席されると伺っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。

それでは、恐縮でございますけれども、カメラの方々はこれで御退室いただければと思えます。

(カメラ退室)

○椿座長 それでは、続きまして、議事に入ります前に、資料等の確認をさせていただきたいと思います。これも恐縮ですが、事務局からよろしく願いいたします。

○岡大臣官房参事官 委員の皆様方には、事前に資料を掲載しております厚生労働省のホームページのURLを御案内申し上げております。そちらの資料を御覧いただければと思います。

○椿座長 それでは、議事に入らせていただきます。本日は、議題を3つに絞りまして、委員の皆様方に御議論いただきたいと考えております。

まずは、議題①「コロナ禍における自殺の動向」についてということで、手短かに説明させていただきます。

会議資料の順番に、まずは、厚生労働省から、直近の自殺の動向について、御報告よろしく願いいたします。

○岡大臣官房参事官 それでは、資料1「厚生労働省 説明資料①」に基づきまして、御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、右下にページ番号がありますけれども、1ページと書いてある資料を御覧いただきたいと思います。上の方に折れ線グラフがありまして、下に表があります。折れ線グラフは、最近の月別の自殺者の動向です。赤の折れ線グラフが今年に入ってから月別の自殺者の動向、それから、ピンクの破線が昨年の月別の状況です。

御覧いただきますと分かりますように、今年に入って、6月までは対前年同月を下回っておったわけですが、7月から対前年を上回るようになりまして、特に8月、10月は、昨年の同時期と比べまして大幅な増加となりました。

下の表の方を御覧いただきますと、赤字が増加したところです。先ほど申し上げましたように、10月は、昨年と比べて660人の増、男性が247人、女性が413人ということで、特に女性の増加が目立っています。

11月は、10月よりは数は減ったのですが、やはり昨年と比べまして200人以上の増加ということで、非常に厳しい状況が続いておるところです。

次に、2ページ目を御覧いただきたいと思います。11月の暫定値と昨年の11月の比較です。まず、年齢階級別の比較ですが、男性は20歳未満から40代、50代ぐらいまでが増加、それから、80歳以上が増加しています。女性も、20歳未満から60代まで、ほぼ満遍なく自殺が増えておるところです。

職業別の比較ですが、男性は、11月については無職者、特に、内訳としては年金・雇用保険等生活者の自殺が大幅に増えています。それから、学生も増えています。女性については被雇用者・勤め人、それから学生・生徒、それから、無職者全体では、今のところマイナスになっておるのですが、主婦の自殺が増加しています。

原因・動機別の比較ですが、男性は勤務問題、それから、今月は家庭問題も増加しております。女性は、勤務問題も増加しているのですが、家庭問題が特に増加し

ています。

次のページですけれども、大幅に増加した10月の、11月24日時点の暫定値と昨年の10月の比較です。まず、年齢階級別ですけれども、男性は20代から50代まで、女性は20代以上が、どの年齢階級も増加しています。職業別に見ますと、男性は、被雇用者・勤め人が大幅に増加しています。女性は、被雇用者・勤め人も増加しておりますけれども、無職者が大幅な増加になっています。

なお、内訳としては、主婦、年金・雇用保険等生活者、その他の無職者で増加しております。

それから、原因・動機別ですけれども、男性は勤務問題、経済・生活問題で大幅に増加しています。女性については、経済・生活問題、勤務問題も増加しておるのですけれども、特に健康問題と家庭問題が増加しております。

なお、健康問題については、多くがうつ病などの精神疾患ですので、残念ながら、その背景まではなかなか分からないのですけれども、家庭問題や経済・生活問題、その他の問題が背景にある可能性があるということです。

最後のページですけれども、最近、非常に雇用・失業情勢も厳しくなっておるわけですけれども、過去、雇用情勢が悪化したときに自殺者も急増しているという経緯があります。特に平成9年から10年にかけて、失業率が大幅に上がったときに自殺者も大幅に増えたということがありますので、今回も、コロナで大分経済情勢が厳しくなっておるわけですけれども、今後もし雇用情勢がさらに悪化すると自殺者も増加していく可能性もありますので、注視が必要だと考えています。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、いのち支える自殺対策推進センターの清水代表から、分析レポートの中間報告と直近の分析について報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○清水オブザーバー 私のほうからは、資料2-1及び資料2-2を使って御説明させていただきます。資料2-1に関しましては、先月の25日になりますが、日本記者クラブに招かれて会見したときに使用した資料をベースに、本会議のために作成した資料ということになります。また、資料2-2に関しましては、10月21日に厚生労働記者クラブで会見し公表しました「コロナ禍における自殺の動向に関する分析（緊急レポート）」といったものになっております。本日触れられるのはこれらの資料のごく一部になりますので、皆様方におかれましては、ぜひ時間の許すときに追って目を通していただければと思います。

まず、御説明差し上げますが、資料2-1のスライド3を御覧ください。こちらに「結論（考察）」ということで書いてありますが、この10月に自殺が急増した背景ですけれども、大きく2点あると私たちは分析しております。

まず1点が、新型コロナの影響によって社会全体の自殺リスクが高まっているというこ

とです。自殺の要因となり得る雇用や暮らし、あるいは人間関係等の問題が悪化しているということで、ベースとなるこの自殺リスクというのは徐々に高まっていると捉えています。また、それに加えて、相次ぐ有名人の自殺及び自殺報道が大きく影響している可能性が高いと見ております。

なお、この分析・考察に使用しましたデータ等につきましては、このスライドの下のほうに書いてあるこの4点ということになります。

スライドの4番目を見ていただければと思いますが、こちらは「2015～2019年の回帰モデルに基づく予測値と実測値」との差です。この回帰モデル、何を意味しているかというところ、御承知のとおり、この10年ほど、日本の自殺者数は減少してきておりました。この減少のトレンドをたどったときに、今年の自殺者数はこれぐらいになるだろうというのがいわゆる予測値です。予測値というのは、このグラフの真ん中の線、「0」と書いてある部分、ここに自殺者数が実測されたときには予測値と実測値が合致したということになるわけですが。逆に、この「0」よりも下に実測値が来た場合には、これは予測値よりも減少している、あるいは上に来た場合には予測値よりも上回った、増加したということになるわけですが。

見ていただくと分かりますとおり、今年の自殺者数の特徴は、4月、5月に関しては予測値を大幅に下回るという傾向にありました。ところが、7月中旬以降及び9月の下旬以降については、予測値を大きく上回るという状況になっております。

この7月19日以降といいますのは、御承知のとおり、7月18日に有名な俳優さんの自殺及び自殺報道があったということです。この日を境に自殺が増加、急増しています。実際、7月1日から18日までに関して言いますと、前年の同時期と比べて実は減少していたのです。ところが、この7月19日を境に急増、増加に転じたということです。

また、9月27日というのは、有名な女優さんの自殺、自殺報道があったその日です。その日以降、大幅に予測値を上回る人数の自殺があったということがこのグラフを見ていただければ分かるかと思えます。

スライド5にいけますと、こちらが男性の予測値と実測値の差、また、スライド6が女性の予測値と実測値の差ということになります。予測値と実測値との差が男性よりも女性のほうが多くなっています。丸で囲っている部分、これが予測値よりも実測値のほうが上回ったという人数になりますので、この面積に当たる部分がそれだけ実測値が予測値よりも多かった人数ということにもなります。

また、スライド7を見ていただきますと、こちらは9月27日の女優の自殺報道に関わる年代別自殺者数の変化です。棒グラフが3本立っていますが、赤い棒グラフは、9月27日から2週間の自殺者数の平均の人数です。これは女性になります。その脇の真ん中の棒グラフ、グレーの薄い網がかかっている、これは9月27日前の2週間ということになります。ですから、9月27日を境にして、前の2週間と後の2週間、これの自殺者数の変化を見るところ、9月27日以降は倍以上に増加しているということが、このグラフを見ていただけ

れば分かるかと思えます。

なお、このグラフの一番左端の、やはり薄いグレーにしていますが、こちらについては昨年の9月27日以降の2週間ということで、つまり、今年の9月27日以降の2週間で昨年の同時期と比べた。あと、9月27日より前の2週間と比べた結果、今年の9月27日に関しては、その後2週間、大幅にこれだけ自殺が増えたということが分かってきたわけです。

なお、次の8番目のスライドが男性です。ですから、男性よりも女性により多く影響が出た。かつ、40代の女性にとりわけ、より大きな影響が出たということがこのデータから分かってきています。

スライド9番目が、この有名人の自殺あるいは自殺報道の影響を受けて増加した可能性のある自殺者数ということです。明らかに、この9月27日の自殺、あるいは自殺の報道の影響があったらうと、私たちが見た10日間に限って推計をしたところ、約207人、これが自殺報道の影響を受けて増加した可能性がある人数として出ております。

なお、女性と男性の内訳を見ていただきますと、女性が約127人、男性が約78人ということで、女性により大きく影響が出ているということが分かります。

スライド11番目を御覧ください。これはウェルテル効果が起きた可能性が極めて高いと私たちは見えています。ウェルテル効果といいますのは、御承知のとおり、マスコミの自殺報道に影響されて自殺が増える事象のことを指しています。コロナの影響で様々な悩みや生活上の問題を抱えていた人たち、あるいは、もともと自殺念慮を抱えていて、何とか生きることにとどまっていた、そうした人たちが自殺報道の影響を強く受けて、自殺行動に至ってしまったのではないかと我々は捉えています。

ただ、当然ながら、スライド12を見ていただければと思いますが、自殺の原因、動機というのは単純ではありません。複合的に原因、動機が絡んで自殺が起きている場合がほとんどと言ってもいいような状況なわけですので、自殺報道だけが影響を与えて自殺の増加をもたらしたと言っているわけではありません。ベースとなる様々な不安な状況があった上で、自殺報道が影響をもたらしたと捉えているということです。

なお、スライド13、14、15に関しましては、では実際にどういう属性の人たちの自殺が増えたのかということの分析をしたグラフになっています。端的に言いますと、無職の女性、あるいは同居人がいる女性、こうした人たちの自殺が増えたということがこのグラフから分かってきています。

また、スライド16ですけれども、自殺報道の影響を最も早く受けるのが未成年、あるいは20代、30代といった若者であるということも分かってきています。自殺報道があったその瞬間に人は亡くなるのではなくて、そこから時間が経つ中で、自殺で亡くなっていくわけですが、自殺報道の影響を受けて、最も早く亡くなり始めるのが未成年や若者だということです。

そのほか、この資料2-1に関してもいろいろと書いてはいますが、スライド23を見て

いただきますと、こちら、WHOの自殺報道ガイドラインの要約、エッセンスをまとめたものです。WHOにおいては、自殺報道が自殺を増加させかねないということを踏まえて、自殺報道のガイドラインというものを示して、やるべきこととやってはいけないこと、これを簡潔にまとめています。

具体的な言及は避けませんが、こうしたやるべきこと、やってはいけないことを踏まえた報道をしっかりと各報道機関にはしていただきたいというような呼びかけを、スライド24と25を御覧いただければと思いますが、私たちいのち支える自殺対策推進センターは、有名人の自殺報道があるたびに、報道機関に対してこうした呼びかけを行ってきました。

残念ながら、今年に入って8回もこうした呼びかけをしなければならぬというような状況があった次第です。計82社、242の媒体に対して、こうした呼びかけを行って来ています。自殺報道は大部分以前に比べれば改善されてきたと私自身は感じておりますが、ただ、ネット、あるいはSNSによって情報が拡散されるというような状況の中で、自殺報道の影響を受ける人たちというのはむしろ増えているということもあり得るのではないかと感じています。

最後、スライド26に書きましたとおり、先ほどお話ししたとおり、コロナの影響でいろんな不安が高まっている、自殺のリスクが高まっている、そうした中で相次ぐ有名人の自殺が影響を与えた可能性があるのだというような分析です。

なお、資料2-2を御覧いただければと思いますが、ここは本当にさらっと触れる程度にとどめさせていただきますけれども、資料2-2の6ページのほうに、4月から6月にかけてなぜ日本で自殺が減ったのかというようなことの考察、分析を載せております。端的に言いますと、社会的危機の最中、あるいは直後には、人々の死への恐怖、あるいは社会的連帯感等の高まりにより自殺者数が減少するということが、これまでも多くの国内外の研究で報告されています。日本でも同様のことが、この4月から6月にかけて起きたのではないかと見ております。

また、7ページを見ていただきますと、女性の自殺が増加傾向にあるということで、あらゆる年代の女性の自殺が増えているということ、また、8ページ目はその背景に何があるのかといったことの考察になります。御承知のとおり、非正規雇用の職員や従業員数が減少しているということもありますし、また、内閣府によれば、政府や自治体の相談窓口寄せられたDVの相談件数が増えているといったこと、あるいは筑波大学の研究者の調査においては、出産後の母親の産後うつが深刻化しているといったようなことがありますので、つまり、女性の自殺の要因となり得る様々な問題が悪化しているというような中で、女性の自殺が増加したのではないかと捉えております。

なお、11ページ目を見ていただければと思いますが、増加率で見れば女性の自殺が増えているということになるわけですが、ただ、依然として女性よりも男性の自殺者数が多いという状況にあります。本年の11月までの暫定値を見ても、男性の自殺者数というのは女性の倍以上になっていますので、女性の自殺対策を緊急的に行っていかなければならない



ことはもちろん、ただ、依然として男性の自殺対策も、極めて重要な状況が続いているということです。

あとにつきましては、冒頭でお話ししましたとおり、皆さん各自で目を通していただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの岡参事官、清水代表の御報告について、御意見並びに御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。どうぞ挙手いただければと思います。

○長瀬委員 克明な報告を、清水さん、ありがとうございました。女優さんといった有名な方が自殺して、その後増えていくということに関して、一応報道管制なり、報道に対して自粛なり求めていくのは当然のこととして、とりわけ、SNSの拡散について、清水さん、どのように考えていったらいいのでしょうか。

○清水オブザーバー SNSで拡散されるといったときには、当然ながら、まず、拡散される基となる情報があるわけですので、この情報が、例えばWHOの自殺報道ガイドラインにおいて、やってはいけないこととされている手段を詳細に報じているというような場合には、100社マスコミがあって、そのうち99社が自殺報道ガイドラインを守って手段を報じていなくても、残り1社がこれを報じていて、それがSNSによって拡散されてしまうと、結果としては、自殺報道ガイドラインが守られていない報道に多くの人が触れるということになってしまいますので、このSNSに拡散される、まず基となる情報、これをしっかりと、大手マスコミだけでなく、スポーツ新聞だったり、あるいはワイドショーの番組等であったり、こうしたところにガイドラインを守った形の報道をしていただくということをやはり徹底していくということが1つあると思います。

ただ、そうはいっても守られていないのが現実で、守られていないものがSNSで拡散されていくというような状況なわけですから、このSNSの運営会社に対しても、自殺報道ガイドラインに反するような情報については、表示させないとか、あるいは掲載できないようにするといったようなことの働きかけも場合によっては必要ではないか、そうしたことも検討していく必要があるのではないかと考えています。

○長瀬委員 ありがとうございました。そうしますと、これは警察庁を始めとしていろいろな方々がちょうど集まっておられますし、さらに検討してもらおう方向で議論を深めてはいかがでしょうか。

○椿座長 いかがでしょうか。

○長瀬委員 今でも一定程度の枠組みの中で対応は取られています、更なるアプローチなり知見がありましたら御意見をお願いしたいのですが。

○椿座長 SNSに関しては、今いろいろ規制的なこと、前回以来御報告を受けておりますけれども、この場で答えていただくことができるかどうか難しいかもしれませんが、何かございますか、担当府省のほうで。

ただ、こういう御意見があったということはぜひ承知していただければと思います。

ほかに御質問、御意見ということで、本日、会議前に、田中委員から厚生労働省への質問と要望ということがあって、その中で、現状の分析に関して、皆様方、お手元にあると思うのですけれども、厚生労働省への質問と要望の③の、近年、男性で診断不明及び原因不明の死が増加しているとの指摘がありということで、厚生労働省さんが、国が調べているかという問題と、それから、これは今の御質問にも関係すると思うのですけれども、女性の自死が増えているという報道が増えていて、この報道のウェルテル効果、それから、日本において、また諸外国において、コロナによる自死の増加が報告されているが、中でも女性の自死が増えているという報告があるか、現時点で増加という分析は可能なのか、科学的検証を促す情報が欲しい。これが多分、今の分析とか現状報告に係る御質問ではないかと思うのですけれども、田中委員、この1の③、④は、今むしろ確認しておくべきことかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○田中委員 御紹介いただきましてありがとうございます。ぜひここで御回答いただければとは思っております。私自身は非常に懸念を抱いていまして、ウェルテル効果についても、ここに書いてありますように、きちんとした正しい科学的な検証とかをしてほしいとは思っているので、それが可能かどうか御返答いただければありがたいことでございます。

○岡大臣官房参事官 ありがとうございます。まず、1の③で、原因不明の死が増加しているという指摘があるということですが、ちょっと私も詳しくは存じないのですけれども、別途、死因究明の委員会というのがありまして、死因が分からないものをもっと検証していくという方向ですので、もしかするとそちらでいろいろと有益なことが分かってくるのではないかなと思います。

それから、④ですけれども、自殺が増えているという報道自体がウェルテル効果を起こすかどうかというのはこれからの研究テーマなのかなと思います。

それから、諸外国で自殺、自死が増えているかどうかということですが、我々が聞いている範囲ですと、諸外国は、統計が出るのが遅いということで、部分的に、どこの国のどこかの州でとか、そういうのはあるかもしれませんが、国全体で増えているというのは、あまり報告がないのかなと思っております。

以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。清水さん、何か補足することありますか。

○清水オブザーバー この④の、女性の自殺が増えているという報道がウェルテル効果を引き起こしている可能性というのは、これは確かに否定できないと思っております。ただ、先ほど御報告差し上げたような、有名な俳優さん、あるいは女優さんの自殺報道の後のような急激な自殺の増加が見られているわけではないので、ここはしっかりと検証を今後していかなければと思っております。

○椿座長 どうもありがとうございました。いかがでしょうか。今、向笠委員と堀井委員から手が挙がったのかな。

では、堀井先生、よろしく申し上げます。

○堀井委員 堀井です。

清水オブザーバーのご報告のウェルテル効果につきましては、私、いのちの電話をやっておりまして、相談アクセス数が、7月19日、あるいは9月27日に数倍以上になりまして、大変電話がかかりにくくなった事実があります。実際の接続件数は、ボランティア数、あるいは協力しているセンター数に限りがあるので増えないのですけれども、かかってきた数字だけはたくさんありまして、それも一過性にばーっと増えて、本当に大変だと思います。実際にこのように数が増えているのも自殺報道の影響が大きいのだろうと私は思っています。

ただ、もう一つの見方が、清水オブザーバーの資料2-1の表2で、厚労省もおっしゃいましたけれども、10月が突出して増えているという数字が、2,158人であります。これが資料2-2の5ページの上の、もう少し長い目で見ると、2,158人というのは、平成26年よりも少ないわけですね。ですから、この表は突出して見えますけれども、ここ10年ぐらいの表をとってみると、そんなに目立たないのですね。

それで思うのですが、確かにいろんな影響があって、コロナの影響が私は一番大きいと思うのですが、自殺が昨年より増えているというのは事実だし、前半よりも後半にがばっとありますので、コロナの影響がじわじわ出てきていると私は思っています。けれども、このように、10月だけをちょっと特別視するのではなくて、もうちょっと長いスパンで、あるいは何年も積み上げた資料を見て、そのような、ゆっくり解析するという見方も必要ではないかと思えます。

だから、短期間的な評価はこのようにある程度していく意味もあると思えますけれども、本当は長い、じっくりしたスパンでいろんな対策を考えていく、そういうことも必要で、そういう機能を持った統計処理の研究グループといいますか、そういうのが欲しいなあと今思っているのです。ということで、確かに10月の問題はありますけれども、長いスパンで見られるような、そしてそういうのをちゃんと見ていくようなシステムも欲しいなと思っております。意見を申し上げました。

以上です。

○椿座長 どうでしょうか。長期的な時系列といいますか、そういう形なのだと思いますけれども。

○岡大臣官房参事官 ありがとうございます。御指摘のように、長期的なスパンの研究も必要だと思いますし、また、直近の、短期的に増えたというのも、次に自殺が増えないよというということで、急ぎ何か対応できることがあるかもしれませんので、その両面からの研究が大事ななと思っております。ありがとうございます。

○堀井委員 ありがとうございます。

○椿座長 御意見どうもありがとうございました。

向笠先生、よろしくお願ひいたします。

○向笠委員 先ほどSNSのことが出てきましたけれども、統計学的に、やはり中学も高校生も、有意に自殺、それから、ちょうど20代以降30代ぐらいまでも増えているというところで、ここのニュースの捉え方って、従来の40、50歳以上の、例えばテレビや新聞やラジオというようなニュースの捉え方よりははるかに、SNS、自分の手元で、スマホでいろいろ見ている、理解している、情報を交換しているという状況はもう否めないと思うのですね。特に若年者、10代、20代はそうなので、そここのところのウェルテル効果の、もちろん自殺の情報等を含めても、その辺のところをどのように扱っていろんな方法を考えるかというところを少し考えていかないと、若い年代の人たちに対しての、いろんな教育も含めてですが、ところがだんだん空洞化するリスクが高くなるのではないかと思って、ではそれはどこが担うのかというのが今全然私には思い浮かばないので、取りあえずそう思っているという意見でございます。

○椿座長 御意見どうもありがとうございます。今の意見の御回答に関してはまた別途求めたいと思いますけれども、よろしいですか。今の御意見、若い方々に対する影響ということについては、先ほどの御報告の中で、かなり影響を受けているスピードが早いというようなリスクが実際にあるということを伺いましたし、非常に大きな問題だと思いました。これは御意見ということで承ってよろしいですね。

それでは、里村委員から手が挙がったかと思えます。

○里村委員 意見なのですけれども、コロナ禍のコロナ自殺という言葉も、非常にはやっているというわけでもないのですけれども、話題になっているのですが、だから、一つの定義みたいなものですね。例えば心療内科に通っている患者さんで自殺する人はいるのですけれども、よくよく見ると、コロナ禍とは何も別に直接関係ない人というのもたくさんいるのですね。ですから、コロナ禍の自殺、あるいはコロナ自殺と言った場合、コロナ禍のどういう問題が関わっているのかということをも1つ押さえないといけないと思うのですね。

先ほど、女優さんの死に伴って大勢の方が自殺したと。これは関係あるとすれば、それは女優さんの死の関係なのであって、コロナ禍、コロナ自殺と言っていいのかどうか。だから、コロナ禍の自殺という場合に、コロナのどういう面が影響しているのかと。そうしないと、これから、コロナの時代に自殺するとみんなコロナ禍のコロナ自殺になってしまう。そこはやはりきちんとしないといけない。

それからあと、原因別でうつ病の患者さんが多かったと言うけれども、これは昔からなので、これからの課題だと思うのですけれども、どういう方がどういうことを契機にうつになったのか、どのように経過して、どのようにして亡くなっていったのか、それが分からないで、ただ数値だけで、実際どのように対策を立てていいのかやはり分からない。これからの課題だと思います。

以上、意見です。

○椿座長 どうもありがとうございます。マクロな傾向だけでなく、現象、個々のミクロのプロセスということが非常に重要だという御意見と承りました。そのとおりだと思います。

ます。何かこの点につきましてもございますか。

清水オブザーバー、よろしく申し上げます。

○清水オブザーバー 今の御指摘、本当にもっともだと思えます。7月の自殺が増加した、あるいは10月の自殺が増加したというこの速報値が公表されたときには、残念ながら、具体的に7月のいつから、あるいは10月の増加というのが実際にいつから増加し始めたのかという日別のデータは公表されていなかったのですね。データが間に合っていないので、まずはとにかく速報として月単位で出すということになっていますから、日別のデータまでの分析が間に合っていないのでした。

ですので、7月が増えた、10月が増えたと言ったときに、コロナの影響で増えたのではないかという、かなり憶測に基づいた報道が大きくなされて、ただ、その後細かくデータを見ていったら、実は有名人の自殺報道の影響の可能性が高かったと後で分かって、後で分かったことも我々なりに情報発信はしたのですけれども、ただ印象としてはコロナの影響で自殺が増えたというものを払拭し切れていない状態があるのではないかなと感じています。

さらに言いますと、先ほどまさに里村委員がおっしゃったとおり、どういう経路をたどって、どういう要因の連鎖の中で自殺が起きているのかというこのプロセスをしっかりと明らかにしていくことが重要だろうと思っています。これについては、自殺で亡くなった方たちに最早聞くことはできませんから、そうすると、自殺リスクを抱えて未遂で搬送されたような方たちであったり、あるいは自殺を考えたというような人たちであったり、場合によっては聞き取りをする中で、コロナの何が影響していたのか、あるいは影響していなかったのかといったようなことの調査・分析をする必要性もあるのではないかと考えています。

○椿座長 どうもありがとうございました。ほかに何か御質問や御意見等あればよろしくお願ひいたします。

田中委員、よろしくお願ひいたします。

○田中委員 田中でございます。皆様の御意見、ありがとうございます。私からは、今感じたことも含めてお話しさせていただきたいと思えます。

堀井委員がおっしゃったこととか里村委員がおっしゃったようなことも、私は、丁寧に調査・検証とか、そういうのが行われるべきだと思って、実はちょっと懸念しているのは、余りにも、きちんと精査もしないで、自殺が増えたということを報道し過ぎたかなあと私はちょっと懸念しています。そのことによって、今、マスコミなどでたくさん番組が組み込まれていて、取材が殺到しているような状況です。新聞、テレビ等含めてですね。それがまたさらに自死をおおるような形になるのではないかなと私たち自身はちょっと思っているところなのです。

なので、本当に近々の調査、データのすり合わせだけでなく、10年とか長いスパンで見させていただいて、中身も、本当にコロナなのかどうなのか、もともとあったものなのか、

そういうことも含めてきちんと丁寧に精査して、そこから発表すべきでないかなあと私自身は思っているのですね。

それも含めて、女性の自死がというところも、本当はまだよく分かっていないような状況の中で、ウェルテル効果などと発言していますけれども、自死の問題って、一喜一憂して、ばたばたと報道するものではないと思っています。

それから、清水委員が、原因とか、それを精査するのに、未遂者と未遂者の自死を考えている人などへの調査というか、研究も大切だとおっしゃっていましたがけれども、それはそのとおりだと思いますけれども、でも、実際に亡くなっている人は一回で亡くなっている人が大多数だということは皆さん御存じだと思いますので、私たち遺族からすれば、一回で亡くなった人と、未遂を何度か繰り返しているところの問題とは多少違うかなあと思っているのです、そこの辺りはもっと丁寧に検証すべきだと思っております。ありがとうございます。

○椿座長 御意見どうもありがとうございました。何かこれにつきまして回答することはございますか。丁寧に検証していくということは、もちろん非常に重要なことだと思います。

根岸委員、よろしく申し上げます。

○根岸委員 田中委員おっしゃったように、丁寧に検証するということが大事だと思っています。というのは、いろんな側面があるので、断定的に捉えられてしまうとやはり逆効果になるという面があるので、その点については十分考慮しなければいけないと思っております。

ただ一方で、こういう事態になったことで、だいぶ後になって、いや、実はあのとき増えていたとかいうことになる、今まさに状況が進行しつつあるかもしれない、その状況を置き去りにしかねないのではないかというような点も含めて、やはりできるだけ早く完全な状況、完全に全て精査し切るというのはいつの時点もなかなか難しいところがあるかもしれませんが、今起きている事態に対してどういう状況が起きているのかというのは最大限スピード感を持ってやっていくということも同時に大事でないかなと私自身は思っております。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。速報性と、対処に伴うといいますか、いわゆる警戒アラームを出すための速報性と、一方で、そこで述べていることがどれくらい確実なものかということのバランスをうまくとる、これはなかなか難しい話ですけれども、ぜひそのバランスの中で、自殺対策という観点で一番いいようなバランスをとっていただくということが必要だと思いますが。

江澤委員、よろしく申し上げます。

○江澤委員 ありがとうございます。

ほかの委員の先生方と同じ意見ですけれども、コロナ禍において、当初、誹謗中傷、分

断・差別、あるいは同調圧力というものを我が国でも一部で経験してきたわけですが、そういった社会背景の下、いろいろ仕事の分野、産業によりますけれども、もちろん景気がよくなった分野も一部ありますが、多くの分野では、経営的に、あるいは雇用的に大変な苦勞、あるいは不安、心配が勝っていると思っておりますが、そういった中で、資料2の説明で、コロナによって、まず自殺リスクのベースラインが少し社会の不安定化によって高まっているような説明がございましたけれども、ウェルテル効果については、とるべき方策がある程度定まっているかなあと思う一方で、コロナ対策について具体的に何をすべきか、例えば我々かかりつけ医であれば、どういう具体的なアクションを起こすべきかというのは、またいろいろ幅広い視点から、この会議の中で御議論いただきたいかなと思っているのが1点。

それから、これは素朴な疑問で、分かればいいのですが、4月5月がかなり対前年度に比べて自殺された方の数が少なく、今年の後半ぐらいから、7月8月9月10月という先ほどの話につながるわけですが、その因果関係、あるいは何かリバウンド現象みたいなものが、もちろん全て足し合わせますと昨年より増えているので、大変これは痛ましいことであって、決してあってはならないことなわけですけれども、4月5月が非常に少なく、今年の後半にかけて非常に増加しているというところは、何か原因、要因、あるいは分析していることがあったら教えていただきたいと思えます。

以上でございます。意見と質問でございます。

○椿座長 意見はそのとおりだと思いますけれども、分析に関する質問についてはお答えいただくということによろしいですか。

○清水オブザーバー 先ほども少し触れさせていただいたのですが、ちょっと早口で、さっし御説明できなかつたので、改めてそのところを少し丁寧に御説明させていただければと思いますが、資料2-2の6ページ目ですね。こちらに、4月から6月にかけて、なぜ自殺が減少、昨年の同時期と比べて減少したと考えられるかといったその可能性についての分析の結果を載せています。

1つは、図10の「自殺者数と『コロナ』の検索数の時系列」というグラフを見ていただければと思いますが、この青い折れ線がグーグルトレンドで調べた「コロナ」という用語の検索数なのですね。この検索数を見ていただきますと、3月20日前後と、あと、3月29日に急激に増えているということが見られます。3月20日前後といいますのは、都知事のロックダウン発言があったというとき、また、3月29日は著名なコメディアンの方がコロナに感染して亡くなったというその報道があったときです。

このときに、「コロナ」の検索が非常に増えている。つまり、不安感が極めて高まったのではないかと。その不安感の高まりによって、自分の身を守らねばといったような防御反応が働く中で、自殺行動に至る人がぐっと減ったのではないかと見ています。

と同時に、この7ページ目の段落の2番目を見ていただければと思いますが、ちょうどこの頃、これは、もともと自殺念慮を抱えていたような方たちの中には、今まで生きるの

が大変なのは自分だけだと思っていたけれども、社会全体が自分と同じような状況になってほっとしたという、つまり、自分だけが取り残されていたと思っていたけれども、社会全体が不安感に包まれるようになって、ちょっと気持ちが楽になったというような声もありました。

ですので、もともと自殺念慮を抱えていた人たちも、そういう状況の中で自殺行動に至るのを控えた、そういう可能性があるのではないかと考えています。ですので、防御的な反応、命を守ろう、身を守ろうという気持ちが非常に高まったということと併せて、もともと自殺念慮を抱えていた人たちも、この時期については自殺行動に至らなかった、思いとどまったというような中で大幅に自殺が減少したと考えられるのではないかと、私たち、分析の中では、結果としてこういうことを述べさせていただいております。

○椿座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

まだまだ本当はいろいろな御意見、御質問を受けたいところですが、ぜひこの分析等に関しての御意見とか御質問とか、あるいはこういう分析ができないのかということについては、もし可能ならば、事務局で有識者会議の先生方からの意見を収集させていただいて、必要に応じて対応していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。本当に恐縮です。まだいろいろ、私自身も聞きたいことがあるのですが、次の議題もありますので、「コロナ禍における自殺の動向」についての御議論はこの辺りで終了させていただきます。

続きまして、議題②になりますけれども、「自殺総合対策大綱における施策の実施状況報告（コロナ禍における施策の強化も含む）」について、関係省庁における実施状況を報告いただきたいと思います。配付資料の順番になりますけれども、最初は厚生労働省からお願い申し上げます。

○岡大臣官房参事官 それでは、資料3「厚生労働省 説明資料②」を御覧いただきたいと思います。

これも表紙をめくっていただきまして、右下にページ番号がありますが、1ページ目を御覧いただきたいと思います。まず、「自殺防止に関する相談体制の強化と相談環境への支援」です。先ほど堀井委員からも非常に相談が増えているというお話がありましたけれども、今回、コロナの感染が拡大して、もしかすると自殺者が増えるのではないかとということで、そういった事態に対応するためということで、政府の方でも、一次補正、それから二次補正で相談体制の拡充を図ってまいりました。

それで、一次補正では2.7億円、それから二次補正では8.7億円ということで、約11億円余りの予算を確保いたしまして、自治体、それから民間の電話相談、あるいはSNS相談の相談員の拡充・増員、あるいは電話やSNS相談の相談員の方が感染しないようにということで、例えばリモートでの対応ですとか、あるいは相談する部屋にパーティションをつくる、そういった様々な形で相談体制の維持拡充に努めてきたところです。

それから、次の2ページ目ですが、来年度の予算案です。令和3年度予算案が今



朝閣議決定されました。この資料は要求事項のものをホームページでアップしておりますけれども、別途、メールで委員の皆様方には閣議決定後の額の入ったものをお送りしておりますかと思えます。

それで、令和3年度予算案につきましては、総額で34億円、今年度が33億円でしたので、1億円余りの増となっています。具体的には、その下に【内訳】というところがありますけれども、地域自殺対策強化交付金、これは自治体や民間団体の相談事業その他の事業を補助するものですが、こちらが、今年度26.3億円だったのが27.8億円ということで、1.5億円の増加となっています。

それから、指定調査研究等法人、先ほど清水さんから分析結果の報告がありましたけれども、法人の予算が、今年度と同じく4.4億円、それから、都道府県と政令市に設置をお願いしております地域自殺対策推進センターの運営事業費が1.3億円、これも今年と同じということで、地域の交付金を中心に拡充を図っておるところです。

それから、メールでお送りした資料には今年度の第三次補正予算案のことも書いておりますけれども、次の3ページを御覧いただきたいと思えます。

これは先日閣議決定されました三次補正予算案です。今年の一次補正、二次補正の延長ということになりますけれども、相談体制の拡充、それから、相談員の方がなかなか確保できないということもありましたので、相談員の方の養成なども含めました自治体への補助ということで予算を確保しています。

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金140億円ということで、これが全て自殺対策というわけではなくて、生活困窮者の窓口の支援なども入っておりますけれども、そういったものも含めまして、困窮されている方の、あるいは自殺念慮がある方の支援を拡充していくという方向で考えています。

それから4ページ、5ページ、これは今回の補正予算、あるいは来年度予算というわけではないのですが、女性の自殺、あるいは若者の自殺が増えてきておるということで、厚生労働省を中心に、これまで行ってきたもの、また下線が引いてあるところは今年度に入って拡充した施策ということになります。

それで、女性ばかりを必ずしも対象とした施策ではないのですが、女性の自殺が増加しているということへの対応ということで、1つ目は健康問題、それからメンタルヘルスの支援。2つ目として子育てに不安を感じる女性への支援。3番目は、内閣府さんになりますけれども、DVの被害を受ける方への支援。4番目は、女性の非正規の方が失業しているということが非常に深刻化しておりますけれども、職を失った方への支援。それから、最後、5番目でございますけれども、生活資金でお悩みの方への支援ということで、こういった様々な方策によって、女性の自殺というのを少しでも減らせればと考えています。

同じく次のページは「学生生徒、若者に関する支援の強化」ということで、学生生徒については主に文科省さんの取組ということですが、若者の自殺の防止ということに

取り組んでいます。

なお、6ページ以降、非常に資料が大部にわたっておりますけれども、こちらは、政府全体で自殺対策大綱に定まった取組について、昨年どういう取組をしてきたか、また、今年度はどういった取組をするかというものをまとめたものです。

ちょっと資料の分量が多いものですから説明は省略させていただきますけれども、引き続き、大綱に基づき自殺対策を推進していきたいと考えています。

厚生労働省からは以上です。

○椿座長 岡参事官、どうもありがとうございました。

御質問や意見は、最後、まとめてお願いするということにいたしまして、引き続きまして、文部科学省、江口課長、よろしくお願ひいたします。

○文部科学省 文部科学省でございます。それでは、資料に基づきまして、文部科学省の対策の状況についてお話をいたします。

まず、1ページ目は、教育・学校現場にも、こういうことをやりなさいということで、法律、大綱で書かれているという御紹介でございます。

大綱の中にも幾つか項目が挙げられているところでございまして、3ページ目に、その大綱に基づきまして具体的に文科省のほうでやっている施策を掲げています。青字の部分が施策の中身になっております。

簡単に申し上げますと、まず1番目のところで、自殺対策、特にSOSの出し方に関する部分、こちらの教育をとということがございました。こちらにつきましては、自殺予防教育導入の手引というようなマニュアル的なものを作成して学校現場に展開しておりますし、また、特にSOSの出し方の部分についても、教育を推進するよというところで通知を出しており、また具体的な教材例なども紹介しているということがございます。

それから、調査研究をやっている、あるいは研修ということで、各教育委員会、あるいは学校の教職員に対する研修会議も開催してございます。またさらに、心の健康相談も含めまして教育相談体制ということで充実を図っております、スクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカー等も活用しながらの体制の充実に努めてもございます。

それから、7.の(17)というところがございますけれども、こちら、電話ですが、SOSダイヤルということで、24時間無料のダイヤル相談、それから、SNSを使った相談体制の充実ということで、こちらも努めているところでございます。

4ページ目につきましては、児童生徒の自殺者数の推移ということで出しております。この数値は、厚労省さんから提供いただいている数字をグラフ化したものでございますけれども、赤の線が令和2年ということになってございまして、特に8月の急増というのが見て取れる。1ページおめくりいただいて5ページを見ていただきますと、女子高校生の増加が著しいというようなことがございまして、現在もその高い傾向というのが続いている状況にあるということでございます。

6ページにつきましては、昨年の児童生徒の自殺者数の原因・動機別表ということで、

上位10項目のみ掲げさせていただいております。上から順に、学業不振、進路に関する悩み等々ということになっている現状がございます。

こちら、御紹介ですけれども、自殺に至る前に、早目に課題、兆候を察知するということが進めており、その一環として、いろいろなスクリーニングのためのリソースも活用するということが現場のほうには展開させていただいているところでございます。これはその一例でございます。

それから、9ページでございます。こちらは、11月30日に出した通知の内容になりますけれども、この時期には毎年、長期休業には夏休みあるいは冬休みの関係の長期休業がございまして、その前には通知を出して、学校現場のほうに注意喚起をしておるところですが、今年はそれに加えて、新型コロナウイルス感染症による影響もあり得る、あるいは先ほど申しました8月の急増があるということがございましたので、こちらでも明記しながら、早期発見に努めることということで通知を出しているところでございます。

なお、コロナ対策ということに関しましては、ここにはございませんけれども、5月に、これは自殺に限らず、不登校等々も含めてということになりますけれども、いろんな課題の早期発見に努めるようにというような通知も出させていただいております。

それ以下、10ページは参考でございます。スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーにつきましては、毎年、これは予算の補助事業ということになりますけれども、充実を図っているところでございます。

また、24時間のSOSダイヤルが11ページ、さらに12ページには、SNS相談ということで、こちらでも充実を努めているということでございます。引き続き対応の充実を努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○椿座長 御報告ありがとうございました。

続きまして、総務省、よろしく願いいたします。

○総務省 総務省消費者行政第一課の萩原と申します。

資料5を使いまして御説明させていただきます。我々総務省としましては、インターネットの利用により自殺につながる可能性があると考えておりまして、例えばネットのいじめというのが自殺の直接的な要因ですとか、あとは、誘い出し・なりすましなどありますけれども、自殺を誘引するような状況があるかと考えております。

我々、青少年、子どもたちがインターネットを安全・安心に利用するという観点から、そういった普及啓発をやっております。最終的には自殺を抑止できればと考えております。

資料を御覧いただければと思います。1スライド目、e-ネットキャラバンということをお我々としては取組をしております。子どもたちのインターネット利用の安全・安心な利用に係る普及啓発を目的に、児童生徒ですとか保護者、教職員等に対して、学校などの教育の現場において、無料の出前講座を行っております。

実施主体としましては、一般財団法人のマルチメディア振興センター（FMMC）という団体がやっております、我々総務省ないしは文科省、あとは通信事業者等の民間団体ですね。こちら、具体的には企業がCSRの一環で講師を派遣するというような形で関わっているという状況でございます。

対象は、基本的に小学校3年生以上から高校生までと、保護者、教職員が対象になっておりまして、ここで書かせていただいておりますとおり、例えば2番の、誹謗中傷を含むネットいじめですとか、4番の誘い出し・なりすましの対策などを我々としてはトラブル事例とともに御紹介させていただき、子どもたちがそういったトラブルに巻き込まれないというような対策を講じております。

昨年度2019年度は、2660件の講座を実施し、約52万人が受講しているというところがございますが、11月、足元までの状況、今年度は、やはりコロナの影響で実開催ができないというところがありまして、この資料にはちょっとないのですけれども、手元で、2020年度は、7月から11月までの累計で685件にとどまっているという状況でございます。

こういった状況を受けまして、2スライド目、講座の受講方法の選択肢の拡大をFMMCではやっているというところがございます。受講方法、これまでは①の集合形式というところで、講師が学校に直接伺って、体育館などで児童生徒と対面で講座が行われておりましたけれども、例えば3番、4番のリモート形式の講座ですとか、5番のビデオオンデマンド、つまり、具体的に既にあらかじめ収録した講座模様のVTR教材で、ストリーミング方式で御利用いただく方法なども選択肢としては新たに加えて、こういった形で、今年度は受講できなかったという状況を回避するという取組を考えております。

ただ、足元、11月から始めたばかりですので、まだ合計70件程度の実施にとどまっているという状況でございます。

○総務省 消費者行政第二課から、3ページ目、補足で御説明させていただきます。

【参考】として「違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項」というものの御説明のペーパーでございます。こちら、通信関連の業界4団体が策定したものでございまして、プロバイダーなどが自主的な約款をつくる際にモデルとなるものを示すというものでございます。例えば誹謗中傷ですとかプライバシーといった情報を掲載することを禁止とするような条項をモデルとして掲げているところでございます。

自殺の点につきましては、ページの下にありますように、人を自殺に誘引または勧誘する行為ですとか、第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為につきましては、この禁止規定の中に既に含まれているところでございます。このモデル条項をプロバイダーに対して参考にしていくよう働きかけているところでございます。

もう一点、大綱とは直接関係なくて、今日資料に御用意していないのですけれども、インターネット上の誹謗中傷対策という面で、総務省からの取組についても簡単に御説明させていただきます。と思っております。

総務省、9月1日に誹謗中傷の対応に関する政策パッケージという政策集を発表してお

ります。主に4本の柱からなるものでございまして、それらをもとに、インターネット上の誹謗中傷対策を推進していきたいと思っています。

1つ目は、既に御説明したとおり、e-ネットキャラバンなどのユーザーに対する情報モラルですとか、ICTリテラシー向上のための啓発活動を一層進めてまいります。

2点目は、プラットフォーム事業者に対して削除などの取組を求めていくこと、あるいは、その削除等の取組がどれだけ達成されているのかという透明性を向上させていくことを求めていきたいと思っております。

3点目は、本日午前中にまさしく研究会の最終取りまとめというところを報告させていただきましたが、発信者情報開示に関する取組について、法改正を念頭に制度整備を進めているところでございます。こちら、匿名の書き込みを行った者を特定しやすくするための制度整備でございます。

4点目に、アフターケアといたしまして、被害に遭われた方に対してしっかりとした相談対応を充実していけるよう、これについても推進していきたいと思っております。

補足的な情報でしたが、総務省の取組について御説明させていただきました。以上でございます。

○椿座長 補足的な情報も含めて、どうもありがとうございました。

引き続きまして、経済産業省、よろしくお願いたします。

○経済産業省 経済産業省でございます。

経済産業省の所掌の関係では大きく2つ、インターネットの関係と中小企業の関係について御報告させていただきます。

まず、インターネットの関係、1ページ目でございますけれども、事業者の自主的な取組の促進や、啓発活動を中心に行っております。

取組の内容は大きく3つございまして、まず1つ目が、これはいわゆる座間市における事件以来行っていることですが、SNS事業者等に対応を要請し状況をフォローアップしております。

2つ目が、インターネット安全教室といたしまして、インターネットのトラブルを防ぎ、安全に利用するための基礎知識として、例えばペアレンタルコントロールの使い方等の知識を普及するための講座を行っております。令和元年度は135回行っております。

今年度は、いわゆるコロナ禍の状況を踏まえ、総務省のe-ネットキャラバンと同様にオンライン開催を行っておりまして、できるだけ多くの方に受講していただくように努めているところです。

3つ目は、青少年インターネット環境整備法の関係でございます。こちらは、もちろん改正法の施行はもう終わっておりますけれども、改正法に基づいて、例えば端末の製造事業者などがきちんとフィルタリングに対応して、違法有害情報に青少年が接しないようにしっかりと努力しているかということをフォローアップしています。現在、テレビ、PC、タブレット端末等については、青少年が利用する端末については、フィルタリングへの対

応がしっかり行われているということを確認しております。

2 ページ目でございますけれども、こちらは、先ほどの1つ目の取組のSNS事業者のフォローアップについて、参考情報として書かせていただいております。座間市における事件で関係のあったツイッター社でも、いわゆる違法有害情報に対する直接の対処を行うとともに、啓発活動として自殺対策の強化月間に参加するなどの活動を引き続き行っているということを確認しているということです。

続いて、中小企業に関する取組について担当の者から御説明いたします。

○経済産業省 中小企業庁の松倉と申します。

スライド3枚目、4枚目について説明させていただきます。経済産業省としては、コロナ禍において様々な事業者支援策を講じており、その中で主な中小企業支援策を紹介させていただきます。

1つ目が持続化給付金でございます。こちらは、法人に最大200万円、個人事業主に最大100万円を給付するものでございます。約5.5兆円の予算を計上しており、12月16日時点で393万件、約5.1兆円を事業者の方々に支給しております。

次に、家賃支援給付金でございます。こちらは二次補正予算で約2兆円計上しているものでございます。法人に対しては最大600万円、個人事業主に対しては最大300万円を給付するものでございます。12月16日時点で約70万件、6200億円支給しているところでございます。

最後に、資金繰り支援でございます。こちらは政府系と民間金融機関における実質無利子・無担保の融資を実施しているところでございます。12月13日時点で約170万件、約30兆円の融資を承諾しているところです。スライド4枚目が具体的な申込件数と承諾件数でございますので、御参照ください。

経済産業省からは以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。

続きまして、警察庁、よろしくお願ひいたします。

○警察庁 警察庁でございます。警察庁からは、資料が2枚となっております。

1枚目、1点目、自殺統計原票の改正、これにつきましては、自殺の動向に関する分析を強化するため、厚生労働省等の意見を取り入れながら、現に自殺統計原票の改正の作業中ということになっております。

2点目、自殺誘引等情報の削除依頼、こちらはインターネット上の自殺誘引等情報について、サイト管理者等への削除依頼を実施しております。

昨年、本年上半期の実施状況はお手元の資料の数のおりとなっております。

3点目、インターネット上の自殺予告対応につきましては、プロバイダー等からの発信情報の開示を受け、自殺予防措置を実施しているところでございます。

なお、この資料の補足としまして、令和元年実施状況、発信者の情報開示を受けた件数240件、自殺予告をした者、延べ244人となっておりますところ、本年10月末現在は、上段、

開示を受けた件数211件、自殺予告をした者、延べ215人という数字となっております。

昨年、12カ月で240を割れば、おおむね、単純に月で計算しますと20件、それが今年は、10掛けると、200件のところ、211件ということで、若干増えている。もしくは、昨年どおり、月で言いますと21件ということなので、若干増えているのか、昨年どおりといったところでございます。

2枚目にいきまして、上の2つは、座間市における事件の防止対策になりますけれども、これは重複となっておりますので、割愛させていただきます。

3点目、SNS利用者等に対する広報啓発活動といったことで、これもいわゆる若者のSNSの利用等に起因する犯罪に係る最近の情勢等をまとめた広報資料を作成して、広報啓発活動を推進しているところでございます。

警察庁は以上となります。

○椿座長 どうもありがとうございました。

それでは最後に、内閣府、よろしく願いいたします。

○内閣府 内閣府でございます。

資料につきましては、資料8を御覧いただければと思います。本日は、「DVへの対応について」ということで若干お話をさせていただきます。

まずは、基本認識としまして、配偶者からの暴力など、女性に対する暴力は重大な人権侵害でありまして、決して許されるものではないということで認識しております。

その中で、DVにつきましては、今般、新型コロナウイルス問題に伴うDVの増加、あるいは深刻化が懸念されている状況でございます。そのような状況を踏まえて、内閣府では、それに対応するために、本年4月20日から新たな相談窓口としまして、DV相談プラスというものを開設しております。

資料の1ページ目を見ていただきたいのですが、こちらはDVの相談件数の推移ですね。今年の4月以降のものでございますけれども、これを見ていただきますと、全国の配偶者暴力相談支援センターと、先ほど述べました新しい相談窓口のDV相談プラス、これのそれぞれに寄せられた相談件数を合わせますと、本年5月と6月におきましては、それぞれ前年同月比で約1.6倍に増加しているという状況でございます。

また、それ以降も、7月から10月まで見ましても、大体月1万6000件から1万7000件程度ということで、前年同月比で1.4倍から1.5倍の水準で推移しているという状況でございます。

資料の2ページ目を御覧いただきたいのですが、先ほど御紹介しました新たな相談窓口というこのDV相談プラスでございますけれども、これにつきましては、被害者の多様なニーズに対応できるようにということで始めたものでございますけれども、例えば24時間対応の電話相談ですとか、あるいは、それに加えて外国語対応やウェブ面談での相談対応もしております。

また、今般のいろんな状況等もそうですけれども、配偶者が常に家にいて電話できない

という環境の方もいますから、そういう方のためにも、SNSとかメール相談というものにも対応しております。

さらに、相談だけにとどまらず、全国の民間支援団体のネットワークとも連携しまして、必要な場合には関係機関への同行支援や保護まで対応しているという状況でございます。

資料の3ページ目を御覧いただきたいのですが、こちらはもう一つの窓口の話になりますけれども、本年10月から、もともとこれはあるものですが、DVに悩んでいる方が、最寄りの相談窓口ですね。これは配偶者暴力相談支援センターになりますけれども、相談窓口で相談できる全国共通の電話番号、DV相談ナビと呼んでいるのですが、その共通の電話番号につきまして、今年の10月から、これまでは10桁で長かったということもありますので、より覚えていただきやすいように短縮番号化をしまして、#8008という形で短縮化を図っております。この番号、より多くの方に覚えていただけるようにということで、「はれれば(8008)」という、語呂合わせで周知も図っているという状況でございます。

DVにつきましては、引き続き一人でも多くの方が相談支援につながるように、これらの窓口の周知徹底、あるいは、今般始めましたDV相談プラスの運用ですとか、あるいは民間シェルターの取組や支援など、いろいろな被害者支援の充実に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

内閣府からは以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま各府省庁から説明いただいたところですが、これに関しまして御質問、あるいは御意見等ありましたらよろしくお願い申し上げます。

向笠先生。

○向笠委員 向笠でございます。

文部科学省の資料のことについてお尋ねしたいのですが、この自殺推移で、中学、高校と数字が如実に上がってきているというところで、特に厚労省と警察庁の資料でいくと、高校の数値がちょっと飛躍的に上がってきているのですが、これは前年度だと例えば学業不振とか動機等が出てきますけれども、まだ今年度はそのところは整理がされていないのでしょうか。

○椿座長 いかがでしょうか。すぐ分かりますでしょうか。

○向笠委員 難しければ、後日でもいいですけれども。

○文部科学省 ただいまの御質問、ありがとうございます。今年度につきましては、その辺りの詳細な部分についてはまだいただけていないという現状でございます。

○向笠委員 分かりました。そうすると、年度の比較が恐らく必要になってくる。数字がこれだけ大きいので、どうしてその数字がこんなに、先ほどもコロナだけかというところもございまして、特に高校生なので、このところがどういう状況でこの数字になったかというところが非常に不安を感じています。



そして、児童生徒の自殺予防というところで、今までは緊急支援で、自殺等が起こった後の心のケアというところが動いて、その後に自殺予防という形で動き出していますよね。実際的にそのような通知が動いていますけれども、それって、実際のところ、実施率というのはどれくらいになっているのでしょうか。改めて、この資料でいくと、当然のごとくこの数値が高くなったところでもう一回取組の通知がおりていますけれども、各県でこの自殺予防に対する取組というところが、教育できるのがやはり義務教育と高校までだけなのでですね。

そうすると、この自殺予防に関する教育を、少なくとも公立の関係の中において、私立も含めてですが、できるというところはここのところだとは思いますが、具体的にどれぐらいの形でこの教育に関する実施というところが動いているのでしょうか、教えてください。

○樫座長 よろしいでしょうか、御回答をお願いいたします。

○文部科学省 御質問ありがとうございます。

この自殺予防教育の部分につきましては、特に現在、実施率等の数字は持っていないところでございます。私どもの認識といたしましては、もちろん、命の教育とか大切さというような形での教育というのは比較的行われているという認識がございますけれども、直接自殺の予防ということを具体的に扱う部分というのはまだそんなに現場で広く行われていないのではないかと考えておりますので、そこにつきましては、引き続き現場でより行われるように促してまいりたいと考えてございます。

○向笠委員 実際に「子どもに伝えたい自殺予防」という冊子が作成されていますでしょう。手引がですね。そういうこともきちんとした教育というのは非常に必要になってくるのではないかと思うのです。小さいところでいけば、例えば北九州市でリーフレットを作成し、小学校6年生と中学校2年生にその教育をするという二段構えの教育とか、やっているところはあくまでも丁寧にしていますが、それは全国規模というようにはなかなか、教職員の研修も含めてですが、動いているかというところが、正直のところ、理解できないことが多くて、ぜひともそのところの情報を知らせてください。

以上です。

○樫座長 よろしいでしょうか。最後、今後の。

○向笠委員 はい。今後どのように文部科学省のほうでは、通知を出すということだけでなく、教育できるチャンスの方の生かし方ということは何かお考えがありますか。

○文部科学省 文科省でございます。

今の点につきましては、実は自殺のこの予防教育も含めまして、この部分の取組につきましては通知を出したと同時に、毎年、全国を10ブロックに分けて、文科省のほうで直接赴いて自殺予防教育の推進ということをやっております。それに基づいて、各都道府県も各学校に対して研修等を行うということをしていただいておりますので、この辺りを引き続き、地道ですが、しっかりと続けてまいりたいと考えてございます。

○向笠委員 分かりました。それは、高校生はどのようなのですか。

○椿座長 今回問題になっている高校生ということの特に。

○向笠委員 つまり、高校生対象にそのような教育は入っているのですか。

○文部科学省 ありがとうございます。実は従前から、この児童生徒の自殺ということに関しましては、高校生がやはり大部分を占めておりますので、そういう意味では、先ほど申したような研修会等につきましては、むしろ小中高で見ますと高校が一番やっているというのが実態でございますが、引き続き、それらがさらに適切に行われるように促してまいりたいと考えてございます。

○向笠委員 分かりました。ありがとうございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

田中委員、伊藤委員、富高委員、松本委員の順番でやりたいと思います。田中委員、まずよろしく願いいたします。

○田中委員 田中でございます。

本日の配付資料にありますように、文部科学省への質問とあります。①をお読みいただければと思っているのですが、いじめの項目がないということなので、なぜいじめ対策を重点施策としているのかよく分からないので、そこを御説明いただきたいのと、2番目に、原因・動機別で、1位の学業不振、その他進路に対する悩みが1位、2位になっているので、それに対してどのような対策を講じているのかということと、あと、3問目の質問として、SOSの出し方教育の強化を掲げていますが、自死に至った事例などの第三者調査委員会の答申など、報告書などを読むと、SOSはたくさん出して、何度も何度も相談し、アンケートもたくさんの中でいじめられていると何度も報告して、何十回も学校に相談しても全然進展がなく、どんどん時間だけが経過して追い込まれていって、最悪の結果になっているという答申が全国的にはよく見られるのですけれども、それに対して相談を受ける側の具体的な解決に結びつくような、教員、教職員とか、そのようなスキルとかを高めるような相談を、指導・研修とか、マニュアルとか、そういう整備をやっているのかどうかということをお聞きします。よろしく願いします。

○椿座長 文部科学省、よろしく願いいたします。

○文部科学省 御意見ありがとうございます。まず、いじめの項目がないではないかという御質問につきましては、実は項目としては設定されておりますけれども、今回の資料では、原因となっている上位10個ということで書かせていただいておりますので、今回のこの資料には入っていないという実態でございます。

もちろん、いじめが背景・原因としてある自殺というのも毎年ございますので、そういうことをしっかり意識して現場のほうでは対応していかなければいけないと思っておりまして、そのための対応を促しているというところがございます。

また、いじめ対策をなぜ文科省が一生懸命やるのかという点につきましては、いじめそのものが児童生徒に対して非常に苦痛になっているということもございまして、また、最

悪の場合には死に至ることもあるということも十分踏まえまして、いじめ防止ということ、また、いじめ防止対策推進法もございますので、この法律、またそれに基づく国の指針に基づいて、各教育委員会、地域、学校の方針に基づいて全国で展開しているという状況でございます。

それから、2つ目の御質問でございますけれども、学業不振、あるいは学校問題、進路等々の悩みがあるが、それに対してどう対応しているのかということでございます。これにつきまして、もちろん、学業不振ということでありましたら、その学業の不振をどのようにしたら解消できるのかという観点、あるいは進路に対する悩みということでありましたら、それを児童生徒に寄り添いながらどうやったら解決できるのかという姿勢で臨んでいるというところがございます。

また、先ほど若干御紹介も申し上げましたけれども、教育相談体制ということで、こちらの充実ということも図っておりまして、様々ないじめ、不登校等も含めまして、相談が気軽にできるようにということで体制の充実に努めているということがございます。

それから、3点目で、SOSの出し方に関する教育についての具体的な研修等のありようということのお尋ねでございました。こちらにつきまして、まさに先生おっしゃるとおり、受け手側の感受性、あるいは感度の問題というのは非常に大きいということは認識しているところでございます。

そのため、文科省といたしましては、教師向けに、自殺に追い詰められる子どもの心理、あるいは自殺直前の兆候、あるいは多様な留意点などについて解説したマニュアルをつくってございますし、また、そういうものを活用しての教職員に対する自殺予防の研修会等々を、文科省自身も参加する形でも実施しているところでございます。

加えまして、相談しやすい体制ということで、直接の先生以外ということも含めまして、カウンセラー、ソーシャルワーカー、あるいはSOSダイヤル、SNSの相談体制の充実にも努めているという状況でございます。しっかりとした対応が現場でとられますように、引き続き対応を促してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

○田中委員 いじめで亡くなった子どもの人数は何人でしょうか。参考までにお願いします。

○椿座長 よろしくお願いたします。

○文部科学省 令和元年につきましては2人というふうになってございました。

○田中委員 2人ですか。そこはどこから出た情報でしょうか。教育委員会だと私は思っているのですが、教育委員会が県の教育委員会に報告して、教育委員会から文科省に報告するという形だと思いますけれども、どうでしょう。

○文部科学省 今申した2人と申しますのは、これはもともと警察庁から原票が上がって、厚労省にいき、私どもがいただいた令和元年の数字がお二人という回答でございました。

他方で、今日は持ってきておりませんが、文部科学省のほうで、各学校、教育委員会のほうで行っている調査というものがございます。こちらは年ではなくて年度になりますけれども、令和元年度の数字につきましては10名という数字を把握しているところがございます。

○田中委員 ありがとうございます。

○椿座長 どうもありがとうございます。

それでは、伊藤委員でよろしいでしょうか。

○伊藤委員 伊藤です。よろしくお祈りします。

経済産業省に1点お伝えしたく思います。座間市事件以降、SNS事業者だったり、検索エンジンの関連の対策というのはかなり進んでいたという印象を受けているのですが、インターネット上の対策という意味では、物品を販売するようなECサイトもやはり重要で、課題が残ると思っています。具体的には、自殺のマニュアル等が販売されているわけですが、そういったところにリコメンド機能、お薦め機能として、具体的な自殺の手段の道具がお薦めされるというようなECサイトもございます。

また、検索のエンジンで、致死性の高い自殺の手段の道具について調べていますと、これも上位にその道具が表示されて、そこにアクセスするとそのまま購入できるというような現状になっています。これは恐らく、検索エンジン側というより、ECサイト上で何らかの出品者ないしECサイト自身がそういう対策などを行っている可能性があります。

実際に私たちの相談の中でも、インターネット上で自殺手段を購入している人がいるというのが分かっていますし、コロナ禍でますますオンラインでの購入が増えることもありますので、そういった自殺関連用語を調べると、窓口が連動して出てくるようなECサイトもございますけれども、それだけではやや不十分で、こういった自殺方法へのアクセスについて、実態であったり課題の把握をしていただいて、主要な事業者に働きかけをしていただきたいというのがあります。

もう一点、こちらは内閣府に関してですけれども、コロナ禍以降、電話での相談が難しいというような話があって、それでニーズを受けて、DVプラスを始められたものと思います。DVプラスだったり短縮ダイヤルというのは、いわゆる性を問わず、誰でも相談できるような窓口になっていると認識しています。

ただ一方で、自治体が設置している配偶者暴力相談支援センター、こちらもホームページ、約300施設ぐらいあるのですが、一つずつ確認したところ、5月頃に確認したのですが、男性や誰でも相談できるという記載あったのが10%だったのです。ですので、対象者を女性に限定せずに受け入れていることを明記している施設が1割しか存在していないということになっています。

なので、国が行っているDVプラス及び短縮ダイヤルは誰でも相談できるものになっていると思いますけれども、警察の統計上、2割も男性の被害者がいることを踏まえると、性を問わない相談の窓口のあり方について、実態把握だったり啓発を実施していただいたり、

検討会を設置するなど進めていただきたいと思います。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。経済産業省さん、内閣府さん、順次お答えいただければと思います。よろしくをお願いします。

○経済産業省 まず、経済産業省でございます。御質問と御意見、ありがとうございます。

おっしゃったのが、まさにECサイト上等で自殺に関わるような商品が販売されているという問題だと思います。こちらは、ある種、リアルの店舗でも起きる問題ではあるのですが、経済産業省自身で、個々の商品の出品の是非までを判断することは難しいという現状ではございまして、一義的には、自殺しようとする人を減らすアプローチとして、例えば、SNSで実施されているような「自殺関連語句を検索した際に表示を出す」等の取組がまずは必要なのではないかと、当省としては考えているところです。

○椿座長 引き続き、内閣府からもコメントいただければと思います。

○内閣府 内閣府でございます。御指摘ありがとうございます。

相談窓口につきましては、先ほどのとおり、DV相談プラスはもちろんのこと、全国の配偶者暴力相談支援センターにつきましても、女性だけでなく、性別を問わず、もちろん相談できるわけでございますので、これにつきましては、いろいろな窓口の周知ですとか、被害者支援対策を検討するに当たりまして、その視点について配慮して、引き続き実施していきたいと思っております。

○椿座長 伊藤委員、よろしいでしょうか。

それでは、次に富高委員からよろしくお願ひいたします。

○富高委員 ありがとうございます。私からは、労働組合の立場で4点ほど意見・要望を述べたいと思っております。

まず、自殺の動向分析等、様々な御説明をいただき、ありがとうございました。7月以降、10月にかけての自殺者数が増加しているということで、とりわけ女性の自殺者数の急増なども含め、非常に深刻な状況であると考えております。清水代表理事からもございましたけれども、自死に至る理由は複合的なものだとも捉えておりますが、我々としましては、このコロナ禍で、非正規で働く方たちを中心に多くの雇用が失われているということもやはりその背景の一つであると考えております。連合の労働相談でも、昨年に比べて解雇の相談事例が非常に増えているという実態がございまして。

様々な自殺対策があるかと思っておりますけれども、まず前提として、雇用のセーフティネットを強化するということが雇用不安の解消にもつながり、結果的には自殺予防にもつながる重要な対策だと考えております。連合でも、この間、コロナ禍における雇用生活対策本部というものを設置しまして、経済団体や行政、NPOと連携して、不安解消に取り組んでいただいているところでございます。

政府でも、今日御紹介いただいたように、様々な対策強化をされていることは重々承知しておりますけれども、いわゆる非正規で働く方や、曖昧な雇用の方も含めた公的スキ-

ムを整備し、セーフティネットを強化していくということもぜひ引き続き一層注力していただきたいと思ひます。

また、コロナ禍の中で、テレワークの広がりというところもございました。これによって、職場のコミュニケーションが変質してきているということ、また、失業や貧困などによる社会的孤立、ひきこもりなど、様々な生きづらさを感じている方がさらにつながりを喪失していくというような、孤独を深める方の増加ということも懸念されています。ぜひ政府においては、孤立を防ぐためのアウトリーチの強化に努めていただきたいと思ひますし、NPO団体等がきちんと地域で活動が行えるよう支援もお願いしたいと思ひます。

もう一点、厚労省の資料3の4ページのところに、女性に対する対策の強化についてまとめていただいております。これは必ずしも女性だけではないというお話も先ほどございましたけれども、先ほど触れた非正規労働者の多くを占めるのはやはり女性であるということから、雇用の不安に加えて、先ほど内閣府からも御紹介いただきましたけれども、家族と一緒にいる時間が長いことによるDVの増加なども懸念されています。健康問題等も含めてきめ細やかに分析していく必要があるかと思ひますので、是非丁寧な対応をお願いしたいと思ひますし、資料3の3ページ、4ページについて、性別に関わらない対応は非常に取組を強化していただいていると思ひますが、こういった対策が実際に本当に困っている方たちに伝わらなければ意味がないことですので、周知の部分丁寧に行っていただきまして、相談事業も含めて、地域にまできちんと根づくような形で徹底していただきたいと考えております。

最後に、喫緊の、直近の話ということで申し上げたいのですけれども、年末年始を迎えるにあたり非常に困っている方がいることが想定されます。政府においては、経済的、物理的な直接的支援も含めて、ぜひ対応をお願いしたいと思ひますし、安心、信頼のできる公的相談窓口の開設や拡充、また、実際届いた相談を内容に応じてNPO等につなぐ橋渡しの役割もぜひ担っていただきまして、自殺者を出さない取組を徹底していただきたいと思ひます。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。御提言いただいたということですが、どこか関係府省に回答させますか、富高委員。

○富高委員 では、厚労省にできればお願いしたいと思ひます。

○椿座長 では、よろしくお願ひいたします。

○岡大臣官房参事官 御意見ありがとうございました。先ほど委員からお話がありましたように、今回の三次補正予算案、それから、来年度の予算案の中でも雇用対策、職業紹介、ハローワークの体制拡充と、それから職業訓練の拡充というのが盛り込まれておりますので、そういったものを通じて、雇用の維持、それから再就職支援というのをしっかりやっていく必要があると思ひます。

それから、地域の支援ということですが、生活困窮者のいろんな相談機関という

のもございますし、また自殺対策も、相談窓口、先ほど補正の話がありましたけれども、拡充を図っておるところですので、引き続きしっかりとやっていきたいと思っております。

それとの関連ですけれども、年末年始についても、全て閉まってしまっただけではないので、できるだけ年末年始も対応していただけるように、今、自治体や、あるいは民間団体にもお願いしております。きちんと支援が届くようにということで、しっかりやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○樫座長 どうもありがとうございました。

松本委員、最初に手を挙げていらっしゃったですね。松本委員の次に、里村委員、根岸委員の順番にお願いします。

○松本委員 長野県の松本です。

時間もないのに恐縮です。質問とか要望とかそういったあれではなくて、長野県でも少し特徴的なことを、自殺対策を少し紹介させていただければということで、簡単にお話をさせていただければと思います。

長野県は、未成年者の自殺死亡率が全国的に高いものですから、平成31年3月に、子どもの自殺ゼロを目指す戦略というものを策定しまして、2022年度までには子どもの自殺ゼロを目指すという取組を進めております。

その中で、全国的にも珍しい取組だと思っておりますけれども、子どもの自殺危機対応チームというものを設置しまして、多職種の専門家の方11名の方々にお集まりいただき、構成しております。今日お見えの清水代表にも事務局になって協力いただいているのですけれども、これまで1年間で19人の生徒に対して支援し、一人も今自殺者を出していないという状況です。主に学校から対応が困難になったケースについて県に支援要請がありまして、毎月このチーム会議を開催しまして、個々の支援方針ですとか具体的なアドバイスというものを検討、そして学校にそれを返すという形で、地域の支援者を支援することで、子どもの自殺防止、人材育成を図っているところでございます。

こういった支援要請をもう少し件数を増やすというところで、自殺リスクのある子どもの把握が課題だということを主張しておりまして、清水代表のもとに、今、RAMPS（ランプス）というものの導入を検討しております。このRAMPSというシステム、アプリみたいなものですけれども、東大の研究室で開発しまして、タブレット等で生徒が質問に回答する。それを養護教諭等が問診をして、最終的にAIが自殺リスクですとか対応内容を示すということで、いろいろ聞きづらいことが聞きやすかったり、言葉にしにくいことが答えられたりということで、思いもよらなかった生徒に自殺リスクがあることが判明することもあるということで、長野県でも今導入を検討しているところでございます。

長野県では、まず来年からモデル校による実施を始めたいと思っておりますけれども、そういった、一人でも多くの自殺リスクを抱える生徒を学校のほうで把握しまして、地域で支援することが困難な場合、子どもの自殺危機対応チームという、長野県で設置してお

りますチームに支援要請をしてもらって、子どもの命を守っていこうと考えております。

すみません。ちょっと長野県の取組を紹介させていただきました。以上です。

○椿座長 松本委員、どうもありがとうございました。文部科学省さんとぜひ連携して、いろんなことを進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

朝比奈委員から手挙がっていたと思いますけれども、よろしく願いします。

○朝比奈委員 ありがとうございます。

コロナ禍における自殺の動向ということについては、皆様方御発言されていたとおり、これからもしっかりと見ていく必要があるかと思いますが、現場の相談の立場で仕事しておりまして、特に緊急事態宣言のときのステイホームのメッセージが、家庭が安心・安全な場所ではない人たちを追い詰めていったということは容易に想像しております。

先ほど伊藤委員から、DV相談プラスや、それから、全国の配偶者等の支援センターが男性にも対応しているのかといった御質問があったかと思うのですが、同様の観点から、18歳を過ぎた親子間の暴力について対応する枠組みがないということが現場を非常に厳しいものになっているということを指摘しておきたいと思います。

もちろん、DV相談プラスでも、その辺り含めた相談対応されていると思いますが、相談ができるということと、相談を受けた者が手を打つための手だてがあるということは全く別のものであって、その辺り、さらに現場の状況など耳を傾けていただければと思っております。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。これも関係府省にお答えいただくこと、いかがでしょうか。あるいは、後で回答、よろしいですかね。一応御意見承ったということで対応いただくということでよろしいですか。

それでは、根岸委員、杉本委員の順番で御発言いただきたいと思います。少し時間押していますけれども、よろしく願いします。

○根岸委員 ありがとうございます。端的に申し上げたいと思います。

私としては、公金を使って行うイベントにおけるプライバシー保護ということで申し上げたいと思っています。今年9月に、厚生労働省の自殺防止対策事業として開催された日本ポストベンションカンファレンスというイベントにおいて、参加者に無断で撮影された動画がインターネットにアップされたということが起きました。動画は既に削除されているようですが、動画に映っていた自死遺族の方からライフリンクのほうに相談がありまして、その方によると、主催者に削除依頼を行ったものの、直接説明などは受けていないということでした。

これは厚労省の補助事業として公金を使って行われたイベントであり、自死遺族のプライバシーが守られていないとなると、今後の自死遺族支援や自殺対策をテーマにしたイベントにも影響が出かねないと思っています。

また、今日もオンライン会議ですし、コロナ禍においてこうしたオンラインの開催とい



うことが増えていくわけですので、今後のために、厚労省として、これがなぜ起きたのかをしっかりと把握していただいて、こうしたことが起きないように、例えば補助事業、交付金や公金を使って行うイベントをする際の、主催する際の注意事項やガイドラインのようなものに今後生かしていただくべきではないかと思っております。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございます。これはぜひそういう形で進めていただかなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。

杉本委員、よろしいでしょうか。

○杉本委員 杉本です。ありがとうございます。

自殺者急増ということですから、当然のこととして、御遺族となられる方たちも比例して増えているという大変深刻な状況だと認識しております。自殺対策で、介入を強く進めなければいけないときに遺族支援に触れるということは非常に難しい面があることは承知しております。ただ、遺された方々が声を上げにくい状況をつくってはいけないので、実質的なサポートがきちんと、静かに、そして機能していることが大切だと思います。特に情報提供が丁寧で適切であることがとても大切だということを強調したいと思います。

それで、厚労省にちょっとお尋ねですけれども、以前は厚労省のホームページに、いろいろな相談窓口の一覧の中で自死遺族支援という項目が表示されていたと記憶しております。最近ちょっと拝見したところでは全くそういうものがなくなっているの、それはなぜなのか、ぜひこの際復活していただきたい。いろいろな自死遺族支援の事業が行われておりますので、ぜひ復活していただきたいと、これはお願いしたいと思います。

それからあと、コロナ対策と遺族支援の活動の両立をどうやって図っていくかということが最大の課題だと思います。やはりどうしても参集型とか対面型が全くなしではできない活動ですので、いろいろなところで工夫はしていると思いますけれども、多分まちまちだろうと思います。何を基準に考えなければいけないかということもよく分からない状況で、人数制限をしたり、時間を短縮したり、いろいろなことをやっているのですけれども、どれがよい結果を生んでいるのかとか、もっといい工夫はないかというようなことを絶えず模索しなければならない状況です。

そこをお願いなのですが、どこかの時点で、遺族支援の事業がどのような状況かという現状把握をしていただきたい、どこにお願いしたらいいのか分かりません。新しいセンターにしていだけるのかと期待もしたいのですけれども、ぜひ定点観測のような形でしていただけたらありがたいと思っております。非常に自治体によって、また団体によってまちまちですが、情報がなかなか行き渡らないということもあると思います。

最後にもう一点だけ。自死遺族支援に関しては、基本法もありますし、大綱もあって、いろいろまだ課題はあるとしても、大変進んできたと思います。コロナになって、コロナだけではなくて、病死で御家族どなたかが亡くなるという場合に、今はお見舞いもできない、十分な看取りもできない、そしてまた、さよならを十分に言うこともできない、葬儀

なんかも含めて、そういう非常に異常な状況だと思います。こういったことがメンタル面で大きな影響を後々与えていくのではないかということ、専門家からの指摘も含めて危惧しているところです。

病死遺族の支援というのは制度化されていないと思いますけれども、これまで自死遺族支援で培ってきたいろいろなノウハウとか仕組みとかというのを活用することは十分にできると思いますので、この際、そういった方々への、御遺族への支援も念頭に入れておかなければいけないということ意見を意見として申し上げ、またその対策が進んでいくことを要望いたします。

以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。これは厚労省さんから少しお答えいただくことができますか。

○岡大臣官房参事官 ありがとうございます。まず、ホームページの件は、以前どうだったかというのを確認したいと思います。

それから、遺族支援の状況も、どういう状況かというのも可能な範囲で調べて把握できればと考えています。

それから、最後のお話は、自死、自殺とはちょっと範囲を超える話かもしれませんが、ぜひこれまでの培ったものを活用していただければと考えています。

以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございます。

まだほかにもたくさん御意見あると思うのですけれども、特に田中委員から警察庁へのテクニカルな御意見、御質問があったかと思うのですけれども、これは、今、書面であるものに答えることはできませんでしょうか。あるいは、もちろん、文書でというか、別途回答するということでも結構でございますが。

○警察庁 警察庁でございます。

田中委員からの御質問に関しまして、原票の改正に関しましては、現に改正作業中でありますので、具体的にどこかというところを現在発表できる段階ではございません。いずれにしても、自殺の動向に関する分析の強化に資するため、厚生労働省等の意見を取り入れながら、引き続き作業を行っていきたいところでございます。

個人情報に関する部分ですけれども、警察庁といたしましては、いわゆる個人を特定するための個人の氏名、生年月日、詳細な住所、番地等の情報は収集しておりません。したがって、厚労省等にもその情報は提供できないのが現実でございます。

また、警察といたしましては、御遺体を扱った際、それが犯罪によるものなのかどうか、それを判明させなければなりません。その上で、御遺族の御協力、御理解を得て聴取を行っているところでございます。引き続き、御家族を亡くされた御遺族の御遺族感情に十分配慮しながら、御理解、御協力を得ながら聞き取り聴取を行っていきたいと考えてございます。

また、原票の改正によって情報提供が拡大されるといったところでございますが、先ほどの繰り返しになりますけれども、自殺動向に関する分析の強化に資するため、厚労省等の意見を取り入れながら引き続き改正作業をしていくところでございます。

警察庁は以上でございます。

○椿座長 どうもありがとうございました。田中委員、何か補足することがあればよろしくをお願いします。

○田中委員 ありがとうございます。今の警察庁の御回答は回答になっていないと私は思っております。具体的な内容、進行状況はまあいいとして、年齢とか氏名が公表されないと、提示されないとしても、細かなというか、本当に市町村レベルで、2人とか3人、5人亡くなったところはそれだけで十分分かってしまうというような、ここに書いてあるとおりですね。それが、今までのセンターではいいのですけれども、指定法人にそのまま、一応指定法人とはいえ、私たちは民間団体であると思っているので、そこへの罰則が3カ所ぐらい記載されていますけれども、罰金50万円ぐらいなのですね。せいぜいですね。そこは非常に懸念して、もしそれが漏れて、それが追い込まれた、遺族が死んだといったときはどのように責任を取ってくれるのか、そこまで考えてほしいと思っていますのですよ、実は。

実際にそのように流れていくことも、今までのセンターでさえやはりあったわけなので、一般社団というところでは非常に懸念を抱いております。そして、御回答が、大丈夫ですよみたいな、今までもそうやっていますからという御回答ですけれども、その保証はどこにもないわけですよ。

それと、あとは、情報提供の宣言規定を定める考えはありますかと聞いているので、定めるのか定めないのか、定めなくて今までどおりなのか、これまで以上に徹底して定めるのかということをお聞きしたいわけですよ。

それと、今回、遺族の声が入っていませんよねという話を、ちょっと御説明いただいたときに、質問したのです。担当者に。そうしたら、清水さんは、関わっている遺族から、声は反映させていますので、遺族の声はちゃんと反映させていますよというお話だったのです。それに対しても、5番目にありますけれども、全国自死遺族連絡会3400人の遺族の個人会員を所有する全国組織の遺族団体としての声は全く聞かれていないので、それは、非常に私どもとしてはいかなものかなとは思っています。もう少し丁寧に御説明いただけたらと思いますが、ここでもう時間もないので、今のこの段階では無理だと思いますので、メール等でも御回答いただければと思います。私たちはこれで納得はしていません。よろしくをお願いします。

○椿座長 それでは、本件に関しては、警察庁と厚労省の中できちっと議論するということになっていきますので、それで田中委員に回答するということと、それから、今日、恐らく、非常に多様な取組に対して各委員の先生方から議論があつて、御意見、御質問とか、まだ尽きないのではないかと思います。これももし追加の質問や御意見等あれば、事務局

のほうにお寄せいただければと思います。

私の進行がまずくて時間を超過してしまっていて申し訳ないのですが、大変恐縮ですが、今日の議論を踏まえた上で、委員の皆様方から引き続き意見をいただくとともに、自殺総合対策大綱のメニューの中で様々な方策についてフォローアップしてまいりたいと思います。

恐縮でございますけれども、最後の議題に移らせていただいてよろしいでしょうか。

最後に、報告事項として、厚生労働省から、令和2年版の自殺対策白書について報告をお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

○岡大臣官房参事官 それでは、資料9「厚生労働省 説明資料③」を御覧いただきたいと思います。お時間の関係もございますので、概要だけ御説明いたします。

まず、1ページ目に全体の概要がございますけれども、この白書というのは自殺対策基本法に基づきまして、毎年国会に提出しておるものです。今年は10月ということになります。

枠組みは毎年同じでして、現状と、それからトピックス的なもの、それから、昨年度の自殺対策の実施状況をまとめています。今回のトピックスのところについては、中高年と高齢者の自殺をめぐる状況について分析しています。昨年、それから一昨年が若年者だったということで、今年は中高年、高齢者を取り扱ったということです。

最初の方は昨年の全体の状況でございますので省略させていただきまして、4ページ以降がその特集的部分ですけれども、まず、4ページから中高年の自殺をめぐる状況ということで、男女別で違いというのを御説明しています。男性の方は経済・生活問題が多いのですが、女性は家庭問題が多い。それから、後の方のページに出てきますけれども、その家庭問題でも、比較的若い世代については、子育ての悩み、それから、もう少し上の世代ですと、介護の疲れ、そういったものが要因になっている場合も多いということです。

それから、かなり省略しますが、8ページからが前期高齢者の方の自殺の状況ということで、先ほどの中高年と比べますと健康問題が圧倒的に多いのですが、特徴としては、女性で、先ほど、育児や介護疲れというのがありましたけれども、この年代になりますと、家族の将来悲観、あるいは家族の死亡、例えば旦那さんが亡くなったとか、そういったことが影響している場合も増えてくるということになります。

それから、次のページが後期高齢者の方の自殺の状況ということで、この年代になりますと、男女ともに、身体の病気というのが圧倒的に増えます。また、男女とも孤独感というのも増えてくるということも特徴です。

お時間の関係もございますので、以上です。

○椿座長 どうもありがとうございました。

恐縮です。最後にもし何か、全体を通して御意見、御質問等あれば1～2受けたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

堀井委員、よろしくお願ひいたします。

○堀井委員 すみません。時間がないのに。堀井です。

この会がこのようにやはり議論が必要ですし、自殺問題、非常に大事ですので、もう少しこの会の回数を増やしていただいて、そして対応を具体的にもっと考えていけるようにということをお願いします。

それからもう一つは、私、統計のことを少し言いましたけれども、その辺をしっかりと見るということが必要ですし、一方で、私、いのちの電話の相談を聞いたり、精神科で患者さんに対応するのに、一人一人が非常に大事なのですね。一つ一つのケースを本当にきちんと見ていって、それがあって統計で、そして全体の方針になるわけで、その辺を調べていくのに、やはりJSCPさん頑張っているのですけれども、もう一つ、具体的に考えていくような委員会、附属委員会のような、統計の椿先生が座長をしておられますけれども、椿先生にお願いするとか、統計を考えていく。そして、この視点を忘れないというような、そういう委員会を1つつくっていただきたいというのが2つ目のお願いです。これは全体的なお話ですので、ちょっと時間がないので、提案の発言をさせてもらいました。よろしく検討ください。

○椿座長 どうもありがとうございます。私自身、統計の人間なので、非常に力を尽くす機会があれば大変ありがたいと思いますけれども、これにつきましても厚労省様とも議論させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。御指摘ありがとうございます。ほか、何かございますか。

今いただいたような総論的なコメントにつきましても、もしあれば、先ほど堀井先生から機会が少ないということもございましたので、ぜひメール等でも忌憚ない意見を頂戴できればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

誠に進行押してしまいまして、大変恐縮でした。

最後に、事務局から次回の日程等について御報告をお願いできればと思います。

○岡大臣官房参事官 次回の日程につきましては、また事務局から追って御連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○椿座長 本日、時間、10分以上超過してしまいまして、大変恐縮でございました。本日の有識者会議はこれで終了させていただければと思います。委員の方及び関係省庁の皆様におかれましては、御多忙の中、非常に精力的な活動を行っていただき、かつ議論に御参画いただいたということを改めて御礼申し上げます。これからも、多くの方々の協力の中で、この活動というものの実効性を上げていければと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございます。